

議案第16号

令和8年度における職員の給与の特例に関する条例の
制定について

令和8年3月16日(月) 総務部人事課

1 制定する条例

令和8年度における職員の給与の特例に関する条例

【関係条例】

<一般職>

- ・大津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第21号)

<特別職>

- ・大津市長及び副市長の給与に関する条例(昭和31年条例第20号)
- ・大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和31年条例第22号)
- ・大津市公営企業管理者の給与等に関する条例(昭和41年条例第39号)

2 制定の趣旨

市役所新庁舎の整備が本格化することに伴い、市長を始めとする本市の経営に携わる幹部が一丸となって市民サービスにかかる財源を捻出する努力を重ね、庁舎整備事業完遂への覚悟を示すもの。

3 内容

- ・市長、副市長、教育長、公営企業管理者の給料月額を5%減額する。
- ・一般職の部長級及び次長級の給料月額を5%減額する。
(行政職給料表適用者に限る。)

※賞与については、減額の対象外とする。

総務常任委員会資料 (議案第16号)

4 内容詳細

単位:(円)

特別職	給料改定前	給料改定後(案)	給料改定後・減額後	年影響額 (C-B)×12
	給料 A	給料 B	給料 C	
市長	1,032,000	1,082,000	1,027,900	△649,200
副市長	897,000	918,000	872,100	△550,800
教育長	794,000	813,000	772,350	△487,800
公営企業管理者	794,000	813,000	772,350	△487,800

一般職	減額前 A		減額後 B		年影響額 (B-A)×12
	給料	地域手当 (8%)	給料	地域手当 (8%)	
部長 9級5号給	544,700	43,576	517,465	41,397	△352,968
次長 8級5号給	490,700	39,256	466,165	37,293	△317,976

5 影響額

単位:(千円)

会計	給料	地域手当 (はねかえり)	影響額計
一般会計	△15,643	△1,072	△16,715
特別会計	△294	△23	△317
企業会計	△1,695	△96	△1,791
合計	△17,632	△1,191	△18,823

6 施行日

令和8年4月1日